

.....

第3次 守口市障害者計画

.....

概要版



平成 29 年 3 月

守口市

1 計画策定の背景

本市では、平成 19 年 3 月に平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間の計画期間とする「第 2 次守口市障害者計画」を策定し、「すべての市民が、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの個性と人格が尊重され、いきいきと安心して暮らせるまちづくり」に取り組んで参りました。

この間、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化・多様化、社会構造やライフスタイルの変化などにより、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

法改正¹や障害のある人の新たなニーズに対応し、本市における障害福祉施策全般のさらなる充実を図るため「第 3 次守口市障害者計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

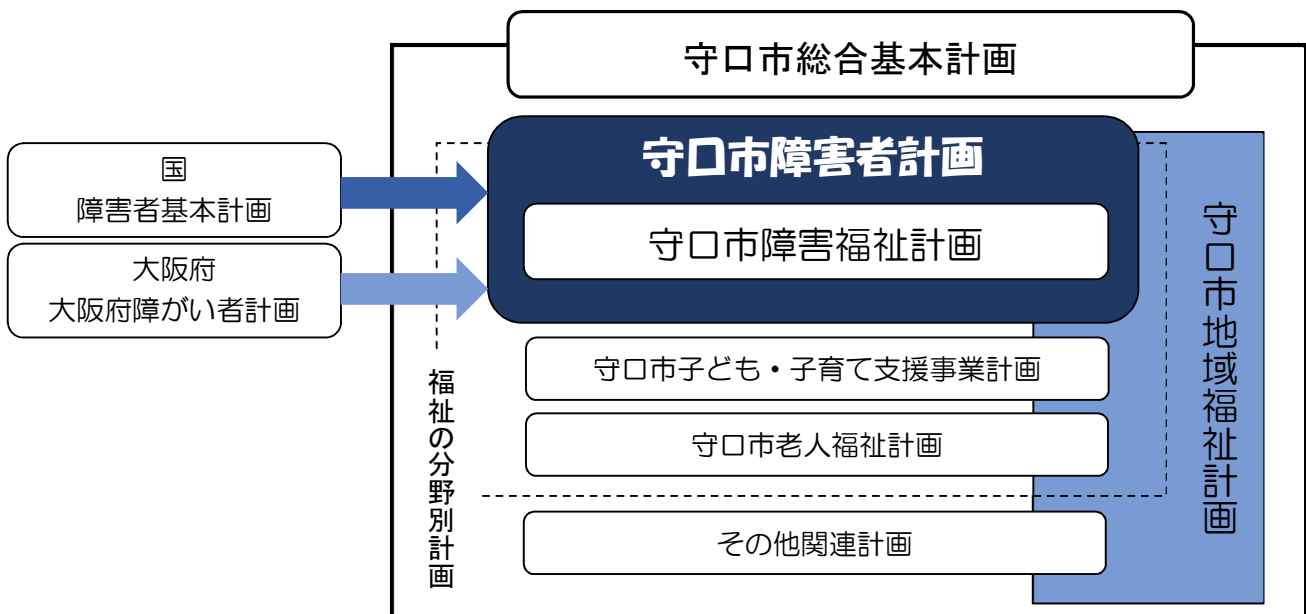
2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画で、本市の障害福祉施策全般に関わる理念や目標、方針を定めるものです。

(2) 関連する計画との関係

本計画は「第 5 次守口市総合基本計画」を上位計画とし、策定にあたっては国の「第 3 次障害者基本計画」や、大阪府の「第 4 次大阪府障がい者計画」を踏まえながら、その他関連計画との整合性を図ります。



¹ 「障害者基本法」が一部改正され、障害者の定義を障害及び社会的障壁によって生活上の制限を受ける状態にある者とししました。また、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、障害者の定義に政令で定める難病等が追加されました。さらに、障害のある人の権利擁護を推進するために「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」が制定されました。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

なお、障害のある人を取り巻く社会情勢や法制度などが大きく変化した場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制等

(1) 守口市障害者計画策定委員会における検討

当事者をはじめ、障害福祉施策に関する幅広い意見を反映するため、学識経験者や、福祉・医療・人権関係団体の代表者、公募市民、教育関係機関・関係行政機関の代表者等から構成される守口市障害者計画策定委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

(2) 守口市障害者自立支援協議会における意見聴取

アンケート内容や計画内容などについて、守口市障害者自立支援協議会に意見を求め、計画に反映してきました。

守口市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づいて、学識経験者、福祉・医療・人権関係団体の代表者、教育関係機関・関係行政機関の代表者等により構成されており、各課題の解決に向けた専門部会を設置しています。

(3) 障害のある人等やサービス提供事業者からの意見の集約

①障害のある人を対象とした調査の実施

障害のある人が生活する上で抱える不安や課題を把握するために、平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 9 月 20 日にアンケート調査を実施しました。

②障害者団体、サービス提供事業者を対象とした調査の実施

障害のある人の生活における様々な面での現状と課題を把握するため、障害者団体、障害福祉サービス等の提供事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

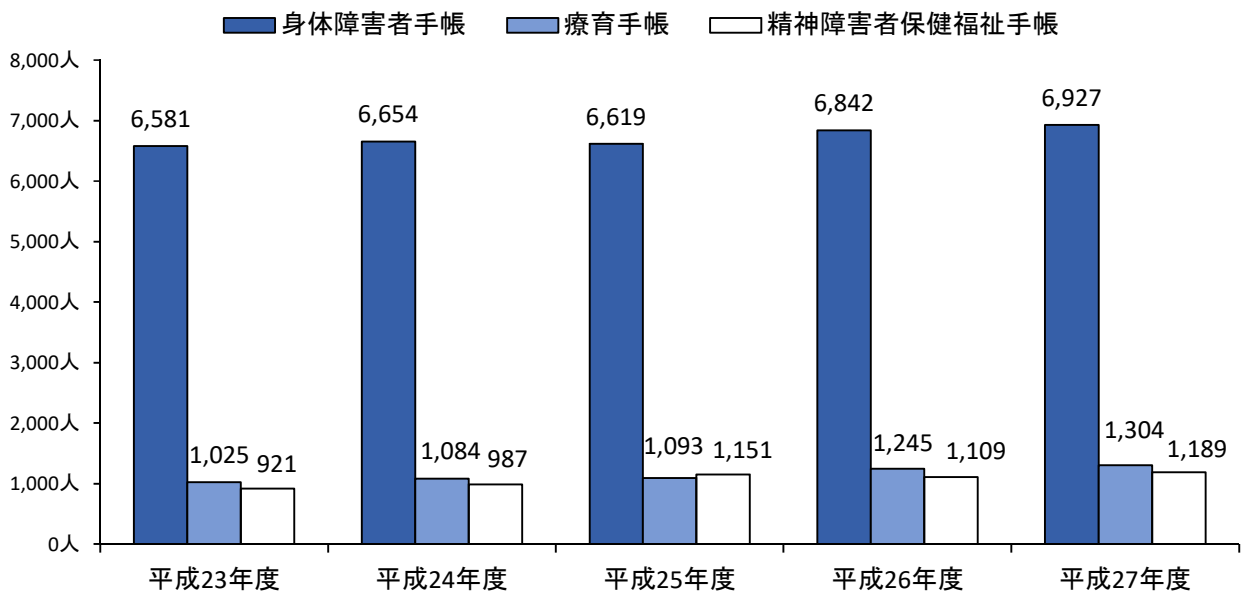
平成 29 年 1 月 20 日から 2 月 20 日に、市役所、守口市障害者・高齢者交流会館、守口市立わかたけ園、守口市立わかくさ・わかすぎ園、各コミュニティセンター、市ホームページにおいて、パブリックコメントを実施しました。

5 障害者手帳所持者の推移

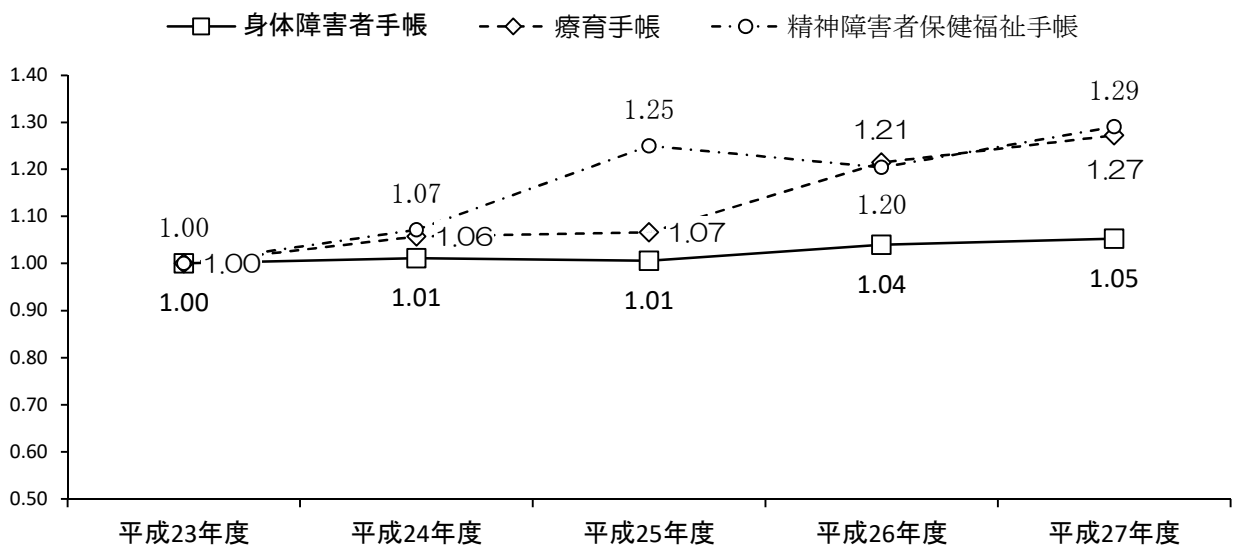
障害者手帳所持者は各障害者手帳ともに増加しており、平成27年度で身体障害者手帳所持者が6,927人、療育手帳所持者が1,304人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,189人となっています。

平成23年度を基準とした各障害者手帳所持者の増加率（平成23年を1.00）をみると、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者において伸び率が高くなっています。

【障害者手帳所持者の推移】



【障害者手帳所持者の増加率（平成23年[1.00]基準）】



資料：障害福祉課調べ（各年度3月末現在）

計画の基本理念等

1 基本理念

障害のある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守り

障害のある人もない人も、ともに認め合い支え合う社会を実現するためには、すべての市民、事業者、行政それぞれが役割を持ち、主体的に取り組んでいくことが求められます。本計画では、この基本理念の実現に向けて市が取り組むべき障害福祉施策の基本的な方向性を定めます。

2 基本原則

基本理念の実現に向け、本計画では以下の5つの視点をもって着実に計画を実行していきます。

(1) 障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重

障害の有無に関わらず、誰もがかけがえのない個人として尊重され、自らの生活について主体的に選択できるようにします。

(2) とともに自立し、支え合う社会の実現

障害のある人が、必要な支援を受けることで社会を構成する一員として自立し、地域住民とともに支え合って暮らせる社会を目指します。

(3) 障害者差別の禁止、社会的障壁の除去及び必要かつ合理的な配慮

障害のある人もない人も、ともに支え合う社会を実現するため、障害に対する理解を促進し、障害のある人が日常生活、社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁の除去に努めます。

(4) 多様な主体による協働

障害のある人の抱える課題は、多様化・複雑化しており、ひとつの支援についても複合的な主体を必要とすることが多くなっています。今後、ますます多様化・複雑化していくニーズに対して、家族や事業者だけでなく、市民やボランティアなど多様な主体が協働することで取り組みます。

(5) ライフステージや障害特性等に配慮した切れ目のない支援

障害のある人が住みたい場所で安心して生活していくため、当事者の年齢や障害種別、取り巻く環境によって生じる支援の格差を解消し、ニーズを起点とした支援体制の構築に努めます。

3 重点施策

重点施策1

地域生活を支える体制整備及び
地域移行の促進

重点施策2

就労支援の充実・強化

重点施策3

施策の谷間にあった分野への
支援の充実

重点施策4

保健・教育・労働・まちづくりなど
の生活場面に応じた施策の推進

重点施策5

障害者差別の禁止及び
合理的配慮の普及

施策の展開（行動計画）

1 生活支援、保健・医療

（１）生活支援

障害のある人が、身近な地域において安心して日常生活を送るために、様々な障害特性及び高齢化・重度化を踏まえ、また親亡き後も見据えた切れ目のない支援の提供が求められています。

そのため、障害のある人とその家族の不安や悩みを支える相談支援体制の充実や、質の高い福祉サービスを提供するための人材の育成及び確保に努めます。また、必要に応じて他分野の福祉施策との連携も図りつつ、障害のある人のニーズに即した福祉サービスの提供に取り組んでいきます。

| | 施策・事業 |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①相談支援体制の構築 | 「身近な地域での相談対応の充実」「専門的できめ細やかな相談支援の提供」「ピアカウンセリングの普及」「地域移行及び居住の確保に向けた支援」「 重点施策1 相談機関ネットワークの構築」 |
| ②障害福祉サービス等、各種生活支援サービスの充実 | 「障害福祉サービスの充実」「福祉用具サービスの充実」「守口市障害支援区分等認定審査会の質の確保」「サービスの質の向上」 |
| ③個々のニーズに即した支援の提供 | 「施策の谷間にある人への支援」「 重点施策4 高齢化に伴う支援のあり方の検討」 |
| ④障害のある人及び障害のある児童を支える体制の整備 | 「 重点施策1 地域生活支援拠点等 ² の整備と充実」「 重点施策1 守口市障害者自立支援協議会の活性化及び機能強化」「守口市障害支援区分等認定審査会の機能強化」 |
| ⑤高齢者施策との連携 | 「安否確認ホットラインの推進」「生活支援・介護予防サービスの提供」「もりぐち救急安心カプセル事業の推進」 |

（２）保健・医療

障害のある人が住み慣れた地域において健康に暮らすことができるよう、各種保健事業の推進と障害特性に即した対応が必要とされています。

障害のある人の健康の保持・増進を図るため、障害のある人が受診しやすい健康診査や歯科検診、健康相談等の実施に努めます。

また、地域の医療関係機関と連携をとりながら、障害のある人が適切な医療を受けることができるよう取り組んでいきます。

| | 施策・事業 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①保健・医療の充実 | 「母子保健事業の充実」「障害者（児）歯科検診と口腔衛生の充実」「健康診査の充実」「健康相談の充実」「こころの健康づくりと自殺予防の推進」「訪問指導の実施」「医療費助成の実施」「医療体制の充実を図るための連携」「健康づくりの普及・啓発」 |

² 障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することをいいます。

2 教育・療育・文化芸術活動・スポーツ等

(1) 教育

就学・進学時や就学後における相談支援体制や障害特性に応じた教育・支援、専門性の高い人材の確保及び育成が必要とされています。また、就学・進学しても途切れることのない継続的な教育や支援の提供が求められています。

今後、障害のある児童³もない児童も、ともに学び成長できる教育環境等の整備や充実を図るとともに、障害のある児童一人ひとりの個性や障害の状況に応じた、きめ細やかな指導及び支援を行います。また、関係機関の連携を一層強化し、乳幼児期から学校卒業時まで切れ目のない教育や支援を行います。

| | 施策・事業 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①インクルーシブ教育システムの構築 | 「就学・就園指導の充実」「障害に応じた個別指導、相談の充実」「通常の学級の充実」「特別支援教育の充実」「放課後の子どもの居場所づくり」「教育相談の充実」「発達障害のある児童の実態把握」 |
| ②教育環境の整備 | 「職員研修、研究の充実」「職員の発達障害のある児童への支援に対する資質向上」「認定こども園、保育所、幼稚園の受け入れ体制の充実」「教育指導体制の充実」「認定こども園、保育所、幼稚園、学校等における医療体制の充実」「関係機関との連携による相談支援体制の充実」「高等教育における支援体制の整備」「教育施設等の整備」 |

(2) 療育

障害のある児童の健やかな成長を支えていくために、障害の早期発見・早期療育及び成長段階に応じて適切な支援が受けられるような体制の整備が必要とされています。

今後も、各種母子保健事業を積極的に展開し障害の早期発見に努めるとともに、支援が必要な場合は関係機関と連携を図りながら、適切な療育につながるよう取り組んでいきます。

また、障害のある児童が専門的かつ質の高い療育・訓練を受けることができるよう、障害児支援サービス提供事業者の人材育成及び確保に努め、家族の悩みや不安を支える相談支援の充実、家族相互の主体的な支え合いの場づくりを支援します。

| | 施策・事業 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①療育 | 「 【重点施策3】 一貫した相談支援体制の充実」「守口市立わかくさ・わかすぎ園の充実」「療育の提供と地域生活を支えるサービス支援」 「 【重点施策3】 施策の谷間にある児童への支援に向けての連携」「障害のある児童の家族がともに支え合う場の促進」「障害児支援サービスの質の向上」 |

³ この「児童」は、学校教育法における「児童」及び「生徒」を意味しています。

(3) 文化芸術活動・スポーツ等

文化芸術活動やスポーツは、社会参加や生活の質の向上につながることから、障害のある人が活動に取り組みやすい環境の整備が必要とされています。

障害のある人が文化芸術活動やスポーツに参加しやすく、親しむことができる機会と場の確保や、各種教室や講座、イベント等に関する情報の提供に努めます。また、文化芸術活動等を支える人材の育成・確保に努めるとともに、各種施設のバリアフリー化を進めることで、障害のある人の社会参加を促進します。

| | 施策・事業 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①文化芸術活動、スポーツの振興 | 「文化芸術活動の機会の充実」「スポーツの機会の充実」「障害者スポーツの振興」「文化芸術活動等を支える人材の確保・育成」「学習情報の提供・教材の整備」「公共施設の整備・充実」 |

3 雇用・就業・経済的自立の支援

(1) 雇用・就業

障害のある人が働くことは、自立した生活の基盤となるだけでなく生きがいや社会参加という点においても重要です。働く意欲のある人に個々の能力や適性に応じた就労の場を確保し、長期的な就労を支援することが求められています。

このため、市民や企業等に対して障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害のある人への就労支援を強化し、就職から職場に定着するまでの総合的な支援を推進します。また、一般就労が難しい人のために障害福祉サービスにおける就労系サービスの確保・充実に努めます。

| | 施策・事業 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①障害者雇用の促進 | 「障害者雇用に関する理解の啓発強化」「障害のある人の就労機会の拡充」「障害者雇用の促進」 |
| ②就労支援の充実 | 「就労系サービスの充実」「 重点施策2 就労相談の充実」 「 重点施策2 職場への定着支援」「職業訓練の機会の提供」「就労支援体制の充実」 |

(2) 経済的自立の支援

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が重要です。年金や手当等の給付制度、経済的負担の軽減に係る各種制度等の普及・啓発に努めるとともに、障害者就労施設等で働く障害のある人の賃金の向上を図ることで、経済的な自立を支援します。

| | 施策・事業 |
|----------------------|-----------------------------------------------|
| ①年金や諸手当等の支給 | 「年金・諸手当等の支給」 |
| ②各種の税制上の優遇措置等 | 「税制上の優遇措置、各種助成制度の周知」 |
| ③障害者就労施設等における賃金向上の推進 | 「障害者優先調達推進法 ⁴ の活用促進」「授産品を販売する場の提供」 |

⁴ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で働く障害のある人等の自立の促進に資するための法律です。

4 生活環境、情報アクセシビリティ、危機管理（防災・防犯）

（１）生活環境

障害のある人が自立して社会参加できる地域にするためには、建物や公共交通機関などのバリアフリー化を進める必要があります。また、住まいは生活の基盤であることから、障害特性に応じた住環境の整備が求められます。

今後も、障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、公共施設や公共交通機関、住まいなどのバリアフリー化を進め、安全で誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

| | 施策・事業 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①住宅の確保 | 「居住環境の改善支援」「生活福祉資金(住宅資金)制度の周知」「グループホームの整備及び充実」「市営住宅の改善」 |
| ②公共施設、公共交通機関のバリアフリー化の推進 | 「福祉のまちづくりの推進」「バリアフリー基本構想の推進」「鉄道駅舎エレベーター等整備の促進」「都市公園(児童公園含む)の整備」 |
| ③都市基盤の整備・充実 | 「めいわく駐車・放置自転車対策の推進」「交通マナーに対する市民意識の啓発」「コミュニティバスの啓発」「歩道・交通安全施設整備の推進」「視覚障害者用信号機付加装置の整備促進」「低床バス等の運行促進」 |

（２）情報アクセシビリティ

障害のある人が、必要な時に必要な情報を得られるよう、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。また、障害のある人のコミュニケーションを円滑にするため、障害特性に応じた意思疎通支援の幅広い提供が求められています。

障害のある人が必要な情報を容易に得られるよう、わかりやすく利便性の高い情報提供媒体や提供方法の充実に取り組んでいきます。

| | 施策・事業 |
|---------------|---------------------------------------------------|
| ①情報活用のバリアフリー化 | 「情報提供媒体の充実」「障害特性に配慮した情報提供の充実」 |
| ②意思疎通支援の充実 | 「意思疎通支援の普及、人材育成の推進」「 重点施策4 意思疎通支援の提供体制の充実」 |

（３）危機管理（防災・防犯）

近年、全国各地で大規模な災害が発生していることから、災害時における情報伝達体制や、避難行動要支援者の避難支援及び安否確認のほか、福祉避難所の周知・確保、地域防災防犯体制の整備を進めていく必要があります。また、消費に関しても被害に遭わないための講座の開催や防犯システムの構築が求められています。

障害の有無に関わらず、市民全員の安全と安心を守るため、避難所の整備や確保、自主防災組織の育成など、多岐にわたる災害対策を進めるとともに、犯罪や詐欺に遭わないための防犯体制の強化に努めていきます。

| | 施策・事業 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①防災対策の推進 | 「避難行動要支援者の把握及び避難支援体制づくり」「避難行動要支援者の個別避難計画の作成」「防災知識の普及・啓発及び意識の高揚」「避難路、避難所の周知と避難誘導體制の整備」「地域での防災活動の推進」「情報連絡体制の整備」「福祉避難所の整備」 |
| ②防犯対策の推進 | 「防犯知識の普及・啓発及び意識の高揚」「地域での防犯活動の推進」 |

5 差別の解消及び権利擁護の促進、理解促進

(1) 差別の解消及び権利擁護の促進

障害のある人もない人も、互いを尊重し支え合う社会の実現に向けて、障害のある人に対する虐待の防止や差別の解消について、より一層の取り組みが求められています。

市民等に対し「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」についての周知を図るとともに、関係機関の連携を強化し障害のある人の権利擁護に取り組みます。

| | 施策・事業 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①障害を理由とする差別の解消の促進 | 「差別解消法に関わる対応要領の策定」 「重点施策5」 障害者差別解消法の普及・啓発 |
| ②権利擁護の推進 | 「権利擁護制度の啓発」「権利擁護制度の研修の充実」「法的支援機関の周知と利用促進」 |
| ③虐待防止の推進 | 「権利擁護に関する関係機関との連携の強化」「虐待事案への迅速かつ適切な支援の推進」「家族への支援の充実」「虐待防止の啓発と普及」 「重点施策5」 虐待防止ネットワークの構築と進捗管理 |

(2) 障害者理解の促進

障害のある人が住みたい場所で安心して生活していくには、行政による取り組みはもちろんのこと、日常生活に深い関わりを持つ地域、障害者団体等の協力が必要です。

関係機関と連携して啓発活動を行うほか、障害のある人と地域住民の交流を増やすことで障害に対する理解を図り、支え合いの関係づくりを推進します。

| | 施策・事業 |
|---------------|----------------------------------------------------------------|
| ①障害及び障害者理解の促進 | 「重点施策5」 理解促進に向けた啓発事業の実施「障害のある人の社会参加の推進」「障害者・高齢者交流会館の充実」 |
| ②選挙等における配慮 | 「選挙等における配慮」 |

6 共生社会の実現（地域における助け合いの推進）

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、互いに支え合う「共生社会」の実現を目指します。そのためには、障害のある人すべてが社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が保証されなければなりません。障害のある人の社会参加の促進、それを支えるボランティア等の人材確保に努めます。

また、障害のある人が自分らしくいきいきとした生活を送れるよう、障害のある人同士の仲間づくりや、障害のある人の自発的な活動を支援し、障害のある人となない人がともに生きるまちづくりに向けて取り組みます。

| | 施策・事業 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ①支え合い活動の促進 | 「地域の支え合い活動の推進」「ボランティア活動の活性化」「ボランティア団体の交流の促進」「社会福祉協議会の充実・強化の支援」「市民や企業の社会貢献活動の推進」 |
| ②障害のある人同士の仲間づくり、地域とのふれあいの促進 | 「障害のある人の自発的な活動の支援」「障害者団体の活動の支援」「障害者団体同士の交流の促進」「地域でのふれあい、居場所づくり」「家族がともに支え合う場の支援」 |

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の構築

障害福祉施策の推進には、保健・教育・労働・まちづくりなど様々な分野による連携が必要となります。このため、本計画の実行にあたっては関係各課による情報共有や意見交換を積極的に行い、より実効性をもった施策の実現を図ります。

また、施策・事業に応じて職員を対象とした研修等を実施することで全庁的な取り組みを進めます。

(2) 市民や地域、団体との連携

障害福祉施策の推進には、行政による取り組みはもちろんのこと、日常生活に深い関わりを持つ地域、団体などの協力が必要です。

そのため、市民をはじめ、地域や団体などに対して、障害特性や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の日常生活を支える福祉の担い手として、活躍いただけるよう、連携・協力体制を深めていきます。

(3) 関係機関との連携

障害のある人の自立や社会参加の促進、日常生活の支援に深い関わりを持つ、サービス提供事業者をはじめ、保健・教育・労働・まちづくりなど、様々な関係機関との連携が必要です。

守口市障害者自立支援協議会の構成機関との連携強化のほか、サービス提供事業者、社会福祉法人、企業など、障害者支援に関わる各種関係機関による交流や協力体制の構築を推進していきます。

また、総合的な取り組みを推進するために各関係機関への情報提供に努め、それぞれの役割を明確にしながら社会全体による支援体制の確立を図ります。

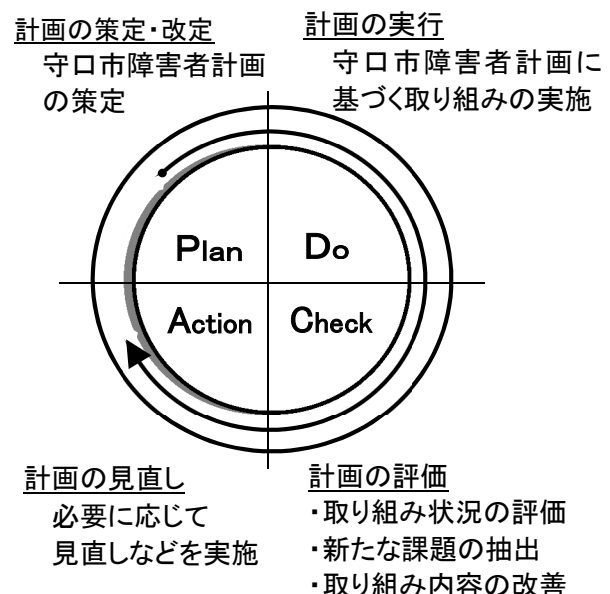
(4) 大阪府・府内市町村との連携

本計画の推進にあたり、各種制度の充実など必要な事項については国、大阪府に対して意見具申を行います。また、広域的な対応が望ましい施策・事業については、北河内7市を中心とした近隣自治体と協働することにより、支援の充実を図ります。

2 計画の評価・進歩管理

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況について随時点検・評価を行い、確実な実行を図ります。あわせて、守口市障害者自立支援協議会において関係する団体や機関等から幅広く意見を求めることで、必要な見直しや施策の充実についての検討を行います。

また、施策の実施にあたっては市民の意見把握に努め、計画内容の推進や改定、次期計画や守口市障害福祉計画の策定などに反映していきます。



障害のある人もない人も、互いを尊重し、
支え合いとともに暮らすまち守口



第3次守口市障害者計画 概要版

平成 29 年 3 月 発行

守口市 健康福祉部 障害福祉課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

電話：06-6992-1630・1635（直通）

FAX：06-6991-2494